

# ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

きっと、いろいろな情報に出会います。

- 速報版 税制改正のあらまし
- 税金情報
- 身近な法律相談
- 各種コラム
- 法人会からのお願い 他

2023年 4月～8月

No.141

千葉南法人会会員の皆様に  
お届けしております。



小湊鐵道・養老渓谷駅周辺「石神菜の花畠」



新春記念講演会 講師の管理栄養士 浅野まみこ氏



「安全・便利な」キャッシュレス納付PR



確定申告タクシーPR活動



「いつでも!どこでも!スマホ申告



新春記念講演会



新春賀詞交歓会



めざします企業の繁栄と社会への貢献

一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス  
*eL TAX*



www.e-tax.nta.go.jp

# ほうじんかい 春

2023年 4月～8月

No.141



「安全・便利な」キャッシュレス納付 PR



確定申告タクシー PR 活動

## 表紙の言葉

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、80万社の会員企業、41都道府県に441の会を擁する団体として、大きく発展しています。千葉南法人会でもさまざまな社会貢献活動を実施しております。

## INDEX

令和4年度 申告・納付PR活動

1

令和4年度確定申告タクシー PR 活動

「安全・便利な」キャッシュレス納付 PR

「いつでも！どこでも！スマホ申告

速報情報

『税制改正のあらまし』速報版

2

NEWS [活動報告]

6

新春記念講演会・新春賀詞交歓会

・講師 管理栄養士 浅野まみこ氏

第1・2支部連合合同税務研修会

第4回パソコン講座

・Excel 関数活用術

税金トピックス

8

税務署からのお知らせ

・国税職員採用募集

・e-Tax・eLTAX 推進税理士のご紹介

法律相談

10

身近な法律相談『所有者不明土地問題について』

コラム

11

産業応援コラム

・農業は厳しい時代に爆入

天満由美子の健康運

事務局からのお知らせ

12

法人会からのお願い



# 令和4年度 申告・納付 PR活動



## 令和4年度確定申告タクシーPR活動

令和5年1月13日(金)

一般社団法人千葉南法人会(会長麻薙重彦)と一般社団法人千葉南青色申告会(会長岡田博文)は、昨年に引き続き電子申告(e-Tax)による自宅からの確定申告を呼びかけるPR用マグネットシートをタクシー会社に交付する「タクシー出発式」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、「税務署に出向くことなくパソコンやスマートフォンによる自宅からの確定申告」を呼びかけるこの事業は、今年で7年目を迎える千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部のご協力の下、今年もタクシー600台に装着され、走る広告塔として3月15日まで「e-Taxによる自宅申告」を呼びかけます。



青木千葉南税務署長挨拶



確定申告PR用マグネットシート装着



参加者全員で記念撮影

## 「安全・便利な」キャッシュレス納付PR

令和5年1月16日(月)

一般社団法人千葉南法人会(会長麻薙重彦)は、「安全・便利な」キャッシュレス納付の一層の普及を呼びかけるPR用マグネットシートを、千葉南税務署管内のゴミ収集車委託会社に交付する出発式を開催しました。昨年に引き続き行うこの事業は、「地方税」の納付に納税者が便利なキャッシュレス納付の利用率向上を呼びかけるマグネットシートを、市原市ゴミ収集委託会社のご協力の下、ゴミ収集車28台に装置し走る広告塔として3月15日迄「キャッシュレス納付」を呼びかけます。



主催者を代表して麻薙千葉南法人会長挨拶



小林千葉県市原県税事務所長より  
市原不燃物処理株式会社へキャッシュレス納付  
PR用マグネットシート授与



参加者全員で記念撮影

## 「いつでも!どこでも!スマホ申告

令和5年1月20日(金)

一般社団法人千葉南法人会(会長麻薙重彦)と千葉南税務署管内団体長懇話会(会長麻薙重彦)は、「スマートフォンでの確定申告」を呼びかけるPR用マグネットシートを、千葉南税務署管内の路線バス会社に交付する出発式を開催しました。

この事業は、確定申告会場へ行かず24時間いつでも申告できるスマートフォンでの確定申告の便利さをPRすることを目的に小湊鐵道株式会社のご協力の下、路線バス・高速バス290台に装置し走る広告塔として3月15日迄「スマートフォンでの確定申告」を呼びかけます。



青木千葉南税務署長より  
水浦小湊鐵道株式会社バス部運転手へ  
スマホでの確定申告PRマグネットシート授与



麻薙一般社団法人千葉南法人会長より  
深山小湊鐵道株式会社バス部長へ  
スマホでの確定申告PRマグネットシート授与



参加者全員で記念撮影

# 税制改正のあらまし



法人会キャラクターけんた



## I 法人税関係

### (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年 800 万円以下の所得に対する軽減税率の特例 15%（本則 19%）の適用期限が 2 年間延長されます。

対象	本則税率	特例の税率
中小法人 ( 資本金 1 億円 以下の法人 )	年 800 万円超 の所得金額	23.2%
	年 800 万円以下 の所得金額	19%
<b>適用時期</b>		

令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

### (2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に取得価額（船舶については取得価額の 75%）の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が 2 年間延長されます。

- ① 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。
- ② 対象資産について、総トン数 500 トン以上の船舶については、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

#### 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

### (3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得等した場合に即時償却又は 10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下は 7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限が 2 年間延長されます。

#### 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

### (4) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得等した場合に 20% の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が 2 年間延長されます。また、令和 7 年 4 月 1 日以後に取得等する資産の特別償却率は 18%（令和 5 年 4 月 1 日以後）から 16% に引き下げられます。

#### 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から同日以後 1 年を経過する日までに対象設備を取得等をした場合に適用されます。

### (5) DX 投資促進税制の見直し及び延長

全社的な DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた事業適応計画の認定を受け、DX の実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に 3%（若しくは 5%）の税額控除又は 30% の特別償却が適用できる DX 投資促進税制について、以下のとおり認定要件の見直しを行った上で、適用期限が 2 年間延長されます。

- ① 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が 10% 以上増加することが見込まれること
- ② 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定以上となることが見込まれること

#### 適用時期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に認定の申請をした事業適応計画に従って取得等をする資産について適用されます。ただし、令和 5 年 4 月 1 日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については適用されません。

## II 所得税関係

### (1) NISA 制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向かせ、資産所得倍増につなげるために、NISA 制度が抜本的に拡充されます。なお、令和 2 年度税制改正で措置された令和 6 年 1 月から施行予定の「新 NISA 制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		
生涯非課税限度額(総枠)	1,800万円 (うち成長投資枠は1,200万円が上限)		
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	(※)
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

※ 安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外されます。

#### 適用時期

令和6年1月1日以後について適用されます。

#### (2) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し(雑損失)

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に適用できる所得税法の雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

改正案では、特定非常災害による住宅・家財等の損失について、その損失額(雑損失の金額)の繰越控除期間が5年間に延長されます。

#### 適用時期

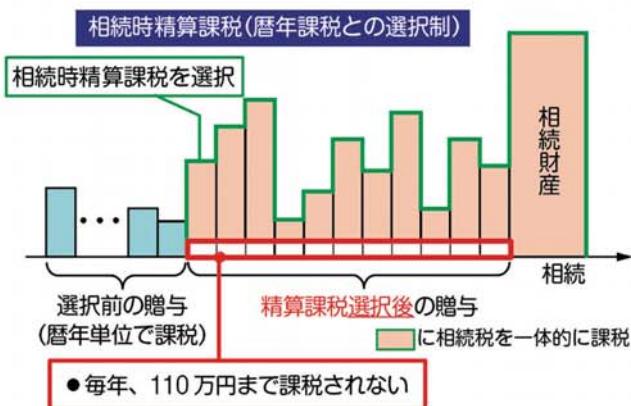
令和5年4月1日以後の特定非常災害に係る雑損失について適用されます。

### III 資産税関係

#### (1) 相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るために同制度が見直されます。

- ① 相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除(暦年課税110万円)とは別に、毎年、課税価格から基礎控除110万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。
- ② 相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物が、贈与の日から相続税申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。



#### 適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

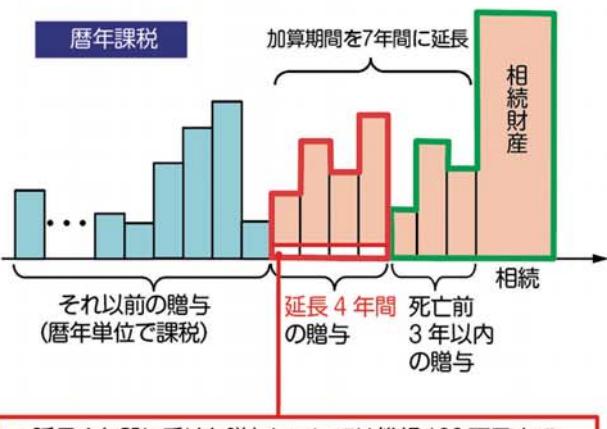
②の改正については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます。

#### (2) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

暦年課税においては、年間110万円までの贈与であれば、贈与税は非課税となります。相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税の課税対象となります。

改正案では、暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が7年以内(現行:3年以内)に延長されます。

また、相続開始前7年以内から3年以内の4年間の間に贈与により取得した財産については、総額100万円まで相続財産に加算されない措置が講じられます。



#### 適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

### (3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

- ① 契約期間中に贈与者が死亡した際、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高が相続財産に加算されます。
- ② 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の一般税率とされます。

#### 適用時期

①の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されます。

②の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

### (4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を、贈与税の一般税率とした上で、その適用期限が2年間延長されます。

#### 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

## IV 消費税関係

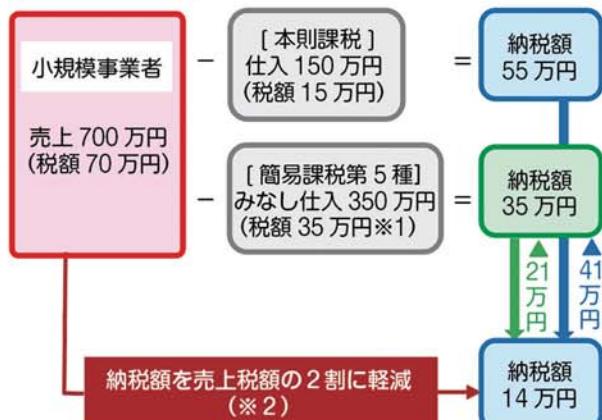
### (1) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の円滑な実施に関する見直し

令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

#### ① 小規模事業者に対する納稅額に係る負担軽減措置

小規模事業者に対する納稅額に係る負担軽減措置が講じられます。

#### 【サービス業の場合】



改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納稅額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

#### ② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

改正案では、基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行(令和5年10月1日)から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

#### ③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることになります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等（1万円未満）の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

#### ④ 登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりませんが、4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

また、登録申請手続について以下のとおり見直されます。

⑦ 免税事業者が申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに申請書を提出する必要があります。なお、課税期間の初日後に登録がされた時は、同日に登録を受けたものとみなされます。

① 登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があつた課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があつた課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出する必要があります。

② 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、その申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。登録希望日後に登録がされた時は、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

#### 適用時期

①の改正については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。

②の改正については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。

③の改正については、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う少額な値引き等について適用されます。

④アイの改正については、令和5年10月1日以後、②の改正については、令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。

## V その他

### (1) 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及に資する観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

#### ① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が講じられています。

改正案では、以下の見直しが行われます。

#### ⑦ 保存要件の緩和

電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができ場合には、全ての検索機能の確保の要件が不要となる売上高基準が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に引き上げられます。

#### ⑧ システム対応ができなかった事業者に対する猶予措置

前記の経過措置は適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。システム対応を相当の理由により行うことができなかつた事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合は、検索機能の確保の要件等を不要としてその電磁的記録の保存を可能とする、新たな猶予措置が講じられます。

#### ⑨ スキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度は、決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることができる制度です。

改正案では、以下の見直しが行われます。

⑦ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存要件を廃止

⑧ 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止

⑨ 国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるようしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定

#### ⑩ 優良な電子帳簿の範囲の見直し

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録による保存制度について、一定の要件を満たしている国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税の対象帳簿の範囲が見直されます。

#### 適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。

②の改正については、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。

③の改正については、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

### (2) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免制度の創設

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ（市町村の条例で定める割合により異なる）になる固定資産税の減免制度について、新たな制度が創設されます。

対象設備	①: 機械装置 ②: 測定工具、検査工具 ③: 器具・備品 ④: 建物附属設備 (年平均の投資利益率5%以上見込まれる投資計画に記載された設備)
固定資産税の課税標準	3年間1/2(※)

※ 一定の要件（雇用者全体の給与が導入計画の申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上増加すること等）を満たせば、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した対象設備は5年間1/3、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象設備は4年間1/3となります。

#### 適用時期

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

\*このパンフレットは、令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度税制改正大綱等に基づいています。  
今後の国会審議等にご留意ください。



※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までFAX等文書にてお送りください。なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6  
FAX 03-3357-6682  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

# 活動報告

## 新春記念講演会・新春賀詞交歓会 管理栄養士 浅野まみこ氏

令和5年1月23日(月)

### 生活習慣病と食生活

～食生活が楽しいと人生が100倍楽しい！～

令和5年度新春記念講演会は、1月23日（月）に管理栄養士、浅野まみこ氏をお迎えしホテルポートプラザ千葉で行われました。

浅野まみこ氏は、総合病院、女性クリニック、企業カウンセリングにて1万8千人以上の栄養相談を実施。またメディアや雑誌に多数出演し、飲食店や大手食品会社の商品考案、コンビニ商品のプロデュースを担当しています。

栄養管理士として、糖尿をテーマとする2000万件以上の相談を受け、実戦型の商品開発を行っています。

まずは、画面にはペヤングソース焼きそばが写しされ、ソース焼きそばの作り方のお話。カットキャベツを大量に入れて湯を注ぎキャベツ焼きそばの完成。カップラーメンには罪悪感があるかもしれないが、カットキャベツを入れることによりヘルシーにボリュームアップできる。コンビニの食品でもダイエットできるということを、朝の情報番組で提案しています。

2065年には、2.6人にひとりが65歳以上となる。高齢化社会に向けてどのような生き方をしたいか。この先の人生をいかに楽しむか。そのため大切なことは何か、自由なことができる100歳のためには筋肉量と身体の主要道路である血管を美しく保つことが大切となる。そのためには、バランスのよい食事が大切である。

バランスのよい食事とは、①規則正しく食べること：同じ時間に同じ量を食べる。②定食スタイルとし、ごはん：1、おかず：1、野菜：1を心掛け、食事はカラフル赤・黄・緑の食物にし食事のはじめに野菜をたべるようにする。③人とのコミュニケーションが大切であり、いろいろな方と美味しく食べることが大切である。タンパク質は筋肉を造るので、身体が弱った時に食べるとよいが意識しないと食べられない。筋肉は歳をとってからでもつけることができる。①おにぎりは、タンパク質を追加する：サケ、サバ、卵等を追加。②丼物には、豆腐や野菜、卵を追加して温める。③おでんは、タンパク質が多い。④お弁当を買うより、自分定食を作ることを心がける。⑤カップヌードルやスープは、牛乳や豆乳を加えて。ヨーグルトは、ビフィズス菌や乳酸菌等各社で菌が違うので確認すること。新しい菌のものを使うため、買いためはしないほうがよい。

私たちの毎日の身近な生活のことであり、経営者として従業員の健康管理も大切なこともあります。皆さんは熱心に聞いていらっしゃいました。

100歳になっても自分の頭で考え、自分の力で歩き楽しく生きるために、健康が大切であり、そのためには「食」がいかに大切であるかを改めて知ることができた講演会でした。



講師の管理栄養士 浅野まみこ氏



千葉南法人会 麻薺会長挨拶



新春記念講演会風景



新春賀詞交歓会風景

## 第1・2支部連合合同税務研修会開催

令和4年11月18日(金)

### 消費税の有利な制度選択と活用、 令和4年度税制改正について

令和4年11月18日(金)、JFEみやざき倶楽部にて千葉南法人会第1・2支部連合合同税務研修会が26名の参加により開催されました。今回の税務研修では消費税の有利な制度選択と活用について関谷千葉南税務署法人課税第一部門審理担当上席、令和4年度税制改正について新良千葉南税務署法人課税第一部門審理担当上席より説明を頂きました。



主催者を代表して  
古市支部連合長挨拶



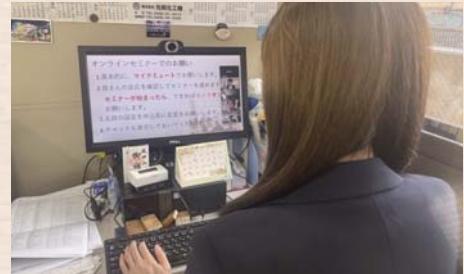
研修会風景

## 第4回パソコン講座

令和4年11月9日(水)

### 「Excel関数活用術」

今回のセミナーでは「Excel関数をしっかりと使えるようにしたい」、「効率的な操作を学び、スピードアップを図りたい」などのご要望に応えて、仕事の作業効率を高める「目からうろこのテクニック」をWEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会(愛媛)にご協力を頂き、(株)エンカレッジ代表の玉野聖子氏を講師として千葉東法人会・千葉西法人会との共催で11月9日に開催、7名の受講がありました。



パソコン講座受講風景

県税  
だより

### 個人住民税の特別徴収について

～個人住民税は給与からの天引きがルールです～

#### ◆ 特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

#### ◆ 基本的な手続きの流れ

##### 【STEP①】給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員(納税義務者)が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中に退職した方についても提出する必要があります。

##### 【STEP②】特別徴収額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与天引き)を開始してください。

##### 【STEP③】納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与天引き)した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

# 税務署からのお知らせ



## 国税職員採用募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

### ◆人事院国家公務員

試験【採用NAVI】



### ◆採用関係

お役立ちリンク集



### ◆Web-TAX-TV



2023年度から新設！

各試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員	国税庁経験者 (国税調査官級) ※2022年度の実施状況
受験資格	1 1993(平成5)年4月2日～2002(平成14)年4月1日生まれの者 2 2002(平成14)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの イ 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2024(令和6)年3月までに大学を卒業する見込みの者 □ 人事院が上記イに掲げる者と同等の資格があると認める者		1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準すると認める者	2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
申込期間	令和5年3月1日(水)9時～3月20日(月)[受信有効]		令和5年6月19日(月)9時～6月28日(水)[受信有効]	令和4年7月25日(月)9時～8月15日(月)[受信有効]
1次試験	令和5年6月4日(日)		令和5年9月3日(日)	令和4年10月2日(日)
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式) 専門試験(記述式)		基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	基礎能力試験(多肢選択式) 経験論文試験
	[専門試験] 必須:民法、商法、会計学 選択:憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語 記述:憲法、民法、経済学、会計学、社会学	[専門試験] 必須:民法・商法、会計学、基礎数学 選択:情報数学・情報工学、統計学、物理、化学、経済学、英語 記述:科学技術に関連する領域		
2次試験	令和5年6月30日(金)～7月14日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時		令和5年10月11日(水)～10月20日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時	令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)又は13日(日)で指定する1日
	人物試験、身体検査		人物試験、身体検査	人物試験
3次試験				令和4年12月上旬又は中旬で指定する1日 総合評価面接試験
合格発表	令和5年8月15日(火)		令和5年11月14日(火)	令和4年12月22日(木)

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官級)については、2022年度の実施状況を記載しています。

2023年度の試験概要については、令和5年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です

# 『e-Tax・eLTAX推進税理士』のご紹介



このたび、(e-Tax)の普及活動の一環として、千葉県税理士会千葉南支部の皆様方にアンケートへのご協力をお願いし、「e-Tax・eLTAX推進税理士」として当広報誌への掲載をご承諾いただきました税理士の皆様をご紹介いたします。

当会員の皆様方におかれましては、e-Tax・eLTAXの推進に、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、この「e-Tax・eLTAX推進税理士」名簿をご利用いただきますようお願い申し上げます。

(敬称略・五十音順)

No.	税理士名	郵便番号	所在地	電話番号
1	石川 恵一	266-0031	千葉市緑区おゆみ野4-28-1	043-291-8766
2	石橋 三男	267-0066	千葉市緑区あすみが丘8-12-24	043-295-5032
3	出雲 裕祐	299-0117	市原市青葉台6-5-9	0436-63-2075
4	稻益 裕士	266-0031	千葉市緑区おゆみ野5-22-10	043-312-6560
5	岩村 衛	260-0824	千葉市中央区浜野町1291-1	043-261-7461
6	上野 和範	266-0033	千葉市緑区おゆみ野南1-8-4	043-291-9293
7	岡本 次男	267-0061	千葉市緑区土気町1623-5	043-497-6445
8	岡本 義昭	260-0055	千葉市緑区越智町777-95	043-295-1816
9	景山 秀貴	290-0062	市原市八幡1126-67	0436-41-2689
10	片山 寛之	260-0824	千葉市中央区浜野町751	050-3629-1771
11	刈谷 憲二	266-0005	千葉市緑区誉田町2-24-345	043-292-7314
12	今野 裕司	260-0842	千葉市中央区南町2-17-9 三幸第3マンション702号	043-261-6163
13	齋藤 精	290-0038	市原市五井西4-10-10	0436-21-8864
14	白井 真	260-0806	千葉市中央区宮崎2-2-26	043-208-7331
15	鈴木 栄二	299-0128	市原市椎の木台2-1-42	0436-66-1029
16	鈴木 竜之	260-0834	千葉市中央区今井2-14-4	070-2650-7393
17	須藤 淳也	290-0056	市原市五井1751-88	0436-26-0033
18	高橋 加津美	260-0804	千葉市中央区赤井町740-8	043-209-3531
19	高橋 健一郎	260-0822	千葉市中央区蘇我1-25-8	043-264-5507
20	高宮 慎一	266-0033	千葉市緑区おゆみ野南2-6-5-201	080-4374-3500
21	西村 直樹	290-0143	市原市ちはら台西5-23-5 丸藤会館205号室	080-3299-2045
22	地引 規悦	290-0054	市原市五井中央東2-25-16 恵和ビル203	0436-20-2055
23	地引 正浩	290-0261	市原市西野200-1	0436-37-1301
24	徳千代 雅彦	267-0066	千葉市緑区あすみが丘7-26-6	080-3017-9308
25	遠山 景一	290-0081	市原市五井中央西1-23-6 ジュリオ斎藤ビル202	0436-23-7891
26	長岡 忠昭	299-0118	市原市椎津1042-12	0436-62-0625
27	中野 伸也	267-0061	千葉市緑区あすみが丘東2-1-3	043-295-2388
28	中山 藤男	266-0005	千葉市緑区誉田町2-25-29 エクセル誉田301	043-293-5531
29	能美 太一	290-0054	市原市五井中央東2-2-2	0436-63-5433
30	花澤 登實雄	260-0834	千葉市中央区今井2-17-13	043-266-2045
31	藤澤 志保	267-0066	千葉市緑区あすみが丘5-56-9	043-372-1717
32	牧野 智成	260-0842	千葉市中央区南町3-6-16 牧野勇次税理士事務所	043-263-0762
33	牧野 勇次	260-0842	千葉市中央区南町3-6-16	043-263-0762
34	増嶋 英昭	260-0825	千葉市中央区村田町704	043-264-3655
35	増田 武志	267-0066	千葉市緑区あすみが丘3-50-18 柳屋ビル2F	043-294-4422
36	満塙 美穂	290-0051	市原市君塚5-15-2	0436-24-6646
37	吉野 悅司	260-0834	千葉市中央区今井1-23-10 シティイコスマ401	043-268-3181
38	和田 恒一	290-0069	市原市八幡北町1-11-2 ビラヤワタ111号	090-6642-7757
39	渡部 剛	266-0005	千葉市緑区誉田町2-2-15	043-293-5637
40	税理士法人吉田税理士事務所	260-0033	千葉市緑区おゆみ野南3-23-15	043-293-6470
41	つばめ税理士法人	299-0110	市原市姉崎東2-5-20	0436-63-6988
42	税理士法人草野会計	290-0255	市原市光風台1-73	0436-36-3007

## 良いこと沢山♪グランドピアノ2台のレッスン♪



ボナールピアノ教室&リトミック教室  
待合室、キッズスペース有り♪

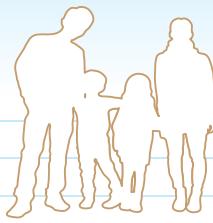


「第21回ピアノコンサート」開催  
2023年11月12日(日)  
千葉市文化センター

株式会社 コヤマ

ボナールピアノ教室 検索

# 身近な法律相談

弁護士  
徳吉 完

## テーマ『所有者不明土地問題について』

昨今マスコミでもよく取り上げられる

「所有者不明土地問題」について、その解消を図るための法整備が進められています。

今回は、この問題と法整備の概略についてご説明します。

Q1

「所有者不明土地問題」とは何ですか。

A1

「所有者不明土地」とは、不動産登記簿から直ちに所有者が判明しない土地又は判明しても所有者と連絡がつかない土地のことといいます。高齢化社会の進展等により、こうした土地は今後も増加することが予想され、その結果、公共事業の実施や民間の土地取引が妨げられ、また土地の管理が適正に行われず近隣等に悪影響を及ぼすなど、多くの問題が生じています。

そこで、こうした問題を解消するために、「所有者不明土地の発生予防」と「既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化」という2つの面から、土地法制の整備が進められています。

Q2

「所有者不明土地の発生予防」のために、どのような法整備がされていますか。

A2

相続登記がされていないと、誰が相続人か分からず、所有者の探索に時間と費用が掛かるため、不動産を取得した相続人に對し、その取得を知った日から3年内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。正当な理由なくこれを怠ると、10万円以下の過料に処せられます。また、所有者の住所が変わった場合も、変更日から2年以内に変更登記の申請をすることが義務付けられ、怠れば同じく過料の罰則があります。

次に、土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したもの的手放したいと考える者が増加しており、また相続により土地を望まずに取得した者の負担感が増しておらず管理の不全化を招いていることから、相続又は遺贈により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されます。但し、管理コストの国への転嫁やモラルハザードのおそれを考慮して、対象となる土地には一定の要件が課されるほか、10年分の土地管理費相当額を負担金として国に納める必要がありますので、注意が必要です。

Q3

「所有者不明土地の利用の円滑化」を図る方策はどのようなものですか。

A3

まず、従来の財産管理人制度(人単位)と異なり、個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度が創設され、裁判所から選任された管理人が、当該土地・建物の管理、処分を行えるようになります。

次に、裁判所の関与の下で、一定の要件を満たせば、所在不明の共有者がいる場合でも、他の共有者の同意により、一定の変更行為や管理行為ができたり、金銭の供託によって不明共有者の共有持分を取得できたりする制度が創設されます。

さらに、相続開始から10年が経過したときは、特別受益や寄与分といった具体的な相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行える仕組みが創設されます。

最後に、相隣関係のルールを見直し、必要がある場合には、隣地に立ち入り、ガス管等を設置することができるといった制度も創設されます。

Q4

これらの法改正はいつから施行されますか。

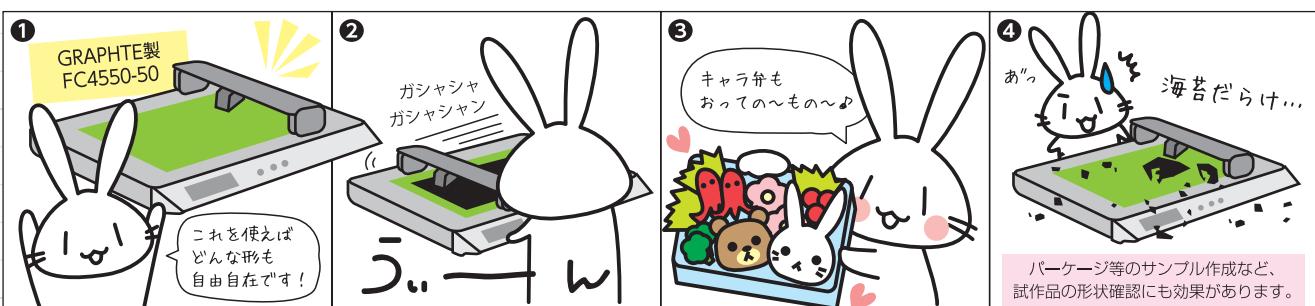
A4

A2で述べた相続登記の義務化は令和6年4月1日から施行され、住所等の変更登記の義務化は令和8年4月1日までに施行されることになっています。

A3で述べた利用円滑化のための各施策は、令和5年4月1日から施行され、その他の施策も順次施行されます。

以上、所有者不明土地問題とその対策の概略をご説明しましたが、多くの法改正が絡んでおり、詳細はかなり複雑なものになっています。ご不明の点がございましたら、当事務所をはじめ、法律や不動産の専門家にご確認ください。

以上



有限会社丸三印刷所  
<http://www.marusan.co.jp>

〒266-0026 千葉市緑区古市場町474-251

TEL 043-263-6952 FAX 043-266-4400

## ～農業は厳しい時代に爆入～

市原市の広報誌、「広報いちはら3月号」に市内の農地の一年間の賃借料が掲載されました。

田(水稻)の市平均は10a(アール)8,400円、畠(野菜)の市平均は6,100円です。

(田んぼ1枚 ≈ 10アール = 1,000 平米 = 1ヘクタール)

田の最高額は三和地区で15,750円。小湊鉄道の海士有木駅の周辺になります。この地区は区画整理が進んでいて面積の大きな田が整備されています。畠では、五井地区の14,000円。場所は養老川の下流域になります。畠の数も少ない場所です。

では、田の最低額はドコなのかというと、なんと私の住んでいる村田川の下流域になる市津地区、2,625円でした。畠の最低額は加茂地区3,000円。高滝ダムから養老渓谷につらなる山間部です。(詳細は表を参照ください。)

さて、この価格は高いのでしょうか、それとも安い?

食料自給率を上げるためにも、農家の生活を守る事は国策として大変重要な国家問題ですが、ウクライナ紛争で燃料価格が高騰し、船貨の高騰は肥料を輸入している我が

令和4年市原市農地賃借料情報					
田(水稻) 市平均:8,400円(額単位:円/年)					
地区	平均額	最高額	最低額	事例数	
姉崎	10,200	10,500	8,750	25	
市原	10,500	10,500	10,500	36	
五井	7,800	13,219	5,000	107	
三和	10,200	15,750	4,375	124	
市津	5,600	8,750	2,625	19	
南総	8,200	14,000	4,988	176	
加茂	5,400	8,575	5,250	70	

畠(野菜) 市平均:6,100円(額単位:円/年)					
地区	平均額	最高額	最低額	事例数	
姉崎	10,600	13,000	10,000	20	
五井	10,100	14,000	5,000	6	
三和	5,000	5,000	5,000	64	
南総	4,500	7,200	3,500	15	
加茂	3,700	4,000	3,000	6	

その他 (1)田(水稻)で物納のときは、60kg当たり10,500円で計算 (2)事例が5件未満の地区は掲載していません。

畠(野菜) 市平均:6,100円(額単位:円/年)

問合先 農業委員会事務局☎(23)9837

広報いちはら 2023.3

### 「広報いちはら3月号」にて掲載

国にとって致命傷で、しかも、ロシア、中国から大量の肥料を輸入していたのが、ストップしかかっているのです。

鳥インフルによって鶏卵価格が高騰し、畜産業も赤字が続く状態となり、コロナで冷えた飲食業への打撃となっています。唯一値上がりしないのが、野菜や米の価格です。

今年に入って大規模な農業法人でさえ農業から撤退する動きが急加速されています。

当社の顧客で500ヘクタールの水田を耕作していた米農家が稻作を辞める事になり大変なショックを受けました。

農業は厳しい時代に爆入しています。いずれ、ツケは国民が支払うことになります。

## 事業鑑定士 天満由美子の健康運

(令和5年5月～8月)

「立ち止まるより、進みながら考えてみる」



おひつじ座 (3/21～4/20)

節制、我慢ばかりが効果あり、とは限りません。自然に身体の求めるものにも耳を傾けてみて。取り入れ方を工夫すれば問題ありません。



おうし座 (4/21～5/21)

何かひとつに重点を置くとしたら、「睡眠」にしてみて下さい。適正な睡眠ができれば、ほかも運動して改善、向上されいくはずです。



ふたご座 (5/22～6/21)

慣れた作業で油断が出そうです。特に足回りの怪我に気を付けましょう。うっかりが原因で思うより大きなことにつながってしまいそう。



かに座 (6/22～7/23)

身体を動かさないことが不調につながっています。サプリを飲んでみたり、良い枕を買ってみるより、継続した運動がとても効果的です。



しし座 (7/24～8/23)

水分多め、を心がけましょう。定期的に水やお茶を飲むのはもちろん、外食時にメニューを選ぶ際に、水分が多いような方にしてみてください。



おとめ座 (8/24～9/23)

自覚しているより疲れが身体に出ているようです。目の周りの痙攣や、肩こりがひどくなってきたら、お休みしましょうのサインです。



てんびん座 (9/24～10/23)

負荷を上げた運動に取り込んでみると、集中でき、ストレス発散にも効果が出ます。無理のない範囲で限界をちょっと上げてみましょう。



さそり座 (10/24～11/22)

休日に疲れをとろう、とゴロゴロしているよりも、仲間とレジャーや運動に行つた方が、ぐっすり眠れて不思議と疲れが解消してきます。



いて座 (11/23～12/22)

不調の原因が、自分の予想外のところにあるかもしれません。受診してみる際は、なるべく広範囲を診てもらえるところを選びましょう。



やぎ座 (12/23～1/20)

疲れが取れないとき、まとまった休みの際にメンテナンスするより、日常の中で規則正しく生活して、調整をする方が効果的な時期です。



みずがめ座 (1/21～2/19)

季節の変わり目は、自覚しているよりも身体に影響がでできます。普段から弱っているところに症状が出るので、気にかけておきましょう。



うお座 (2/20～3/20)

病は気からですが、白黒はっきりさせることもストレスの軽減に効果的。後回しにせず、受診や相談をして、結果を出しません。

# 法人会の法律相談

## お問い合わせ先

(一社)千葉南法人会  
TEL 043-264-4080  
FAX 043-264-4680

1時間まで  
**無料**  
お気軽にどうぞ!!



## 担当

けやき総合法律事務所  
〒260-0013  
千葉市中央区中央3丁目10番6号  
北野京葉ビル3階  
TEL 043-202-6003  
FAX 043-202-6004

### 1. 申し込み方法

(一社)千葉南法人会事務局宛電話でお申込下さい。

TEL : 043-264-4080

(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

お申込み後、別途事務局より必要な手続きについてご連絡申し上げます。

(申し込み状況によってはお断りする場合もあります。)

### 2. 相談日時

毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時です。

（申込時に希望日時をお聞きして、事務局にて相談弁護士と打合せの上決定させて頂きます。）

### 3. 利用できる方

千葉南法人会の会員企業。（同一企業の相談は月1回に限らせていただきます。）

### 4. 相談内容

法律全般。（会社業務以外の相談は不可。）

### 5. 相談場所

上記法律事務所

交通：JR千葉駅 徒歩15分

### 6. その他

●無料相談時間は1時間までです。

(一社)千葉南法人会が負担します。

●時間を越えて相談される場合は相談者の負担となります。

●料金は延長30分ごとに、5,000円です。（別途消費税）その場で実費をお支払いください。

## 法人会からのお願い

### 会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されると大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和4年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

### 住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報を送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

### 編集後記

ロシアがウクライナに侵攻してから1年になります。

根拠ない主張でプーチン大統領が始めた戦争は、民間施設への無差別攻撃や虐殺を伴い市民の犠牲が増え続けている。

領地を拡大したいというロシアに対し、ウクライナが徹底抗戦する構えなので、戦争がいつ終わるのか見通しは全く立っていない。

進軍エリアを色分けした地図を見るうちに、いつの間にかこの戦争を軽視し、高みから眺めようとしている自分に気づき恥じことがある。地図の中には多くの命の営みがあり、人々が生死のふるいにかけられ涙を流していることを忘れてはならない。

この戦争によって世界経済が悪化し、また各国が武装を整え始めている。すべて税金で補わなくてはいけないのか？

プーチン氏に「あなたは何をしているのですか。」と言いたい。

## 一般社団法人 千葉南法人会会報

第141号 令和5年3月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会  
〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5  
ケープビル201号

電話 043-264-4080  
FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 麻薺重彦  
編集委員会  
編集責任者 秋庭重樹  
印刷・会員 (有)丸三印刷所

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴  
税 理 士 景山 秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え  
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436 (41) 2689 (代表) FAX 0436 (41) 2430

千葉南法人会会員

# タカハシ 質 買取・販売

辰巳通り若宮団地入口

営業時間 ● AM8:00～PM8:00  
定 休 日 ● 毎月8・17・18・28日

タカハシ商会

検索

有限会社 タカハシ商会  
代表取締役 高橋正宏

〒290-0005 市原市山木1147-4  
TEL 0436-41-3098  
FAX 0436-41-3125

# 2023年 一般社団法人 千葉南法人会

## 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で  
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2023年7月6日(木)、7日(金)、12日(水)、14日(金)

五井グランドホテル (市原市五井5584-1)

受付時間：9:30～11:00

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
<b>総合コース</b> A コース + 超音波（腹部、胆・肝・脾・腎・脾 5臓器） + 腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19-9）検査 + C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施 500円	54,100円	39,000円	-15,100円
<b>A コース</b> 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・脾機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	28,700円	22,900円	-5,800円
<b>S コース</b> A コースの消化器系（胃部 X 線・便潜血） 検査を省略したコース	22,500円	18,100円	-4,400円

協会けんぽ（全国健康保険協会）被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに9,211円の補助が受けられます。  
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診（Sコース、基本定健は対象外になります）②35歳～74歳までの方となります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います（別料金）
<b>アミノインデックス検査</b> 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
<b>Lox-index 検査（脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査）</b> 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。（採血検査）	13,500円
<b>頸動脈超音波検査</b> ※実施日：7月6日・12日・14日 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患（脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等）の予防に役立ちます。	7,600円
<b>女性健診（女性対象超音波検査）</b> 乳房・下腹部（子宮・卵巣）を超音波で検査します。 (女性スタッフが行い下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
<b>マスト MAST48mix（アレルギー検査）</b> 一度に36項目（48種類）のアレルギーの原因物質を見つけます。（採血検査）	15,400円
<b>ABC 検診（胃ガンリスク検診）</b> ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。（採血検査）	4,700円
<b>シフ ラ CYFRA（肺ガン腫瘍マーカー）</b> 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんに有効です。（採血検査）	3,600円
<b>前立腺腫瘍マーカー検査（PSA）</b> 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。（採血検査）	3,600円
<b>甲状腺検査</b> 血液中の甲状腺ホルモンバランスを検査	4,900円
<b>腸内フローラ検査</b> 腸内細菌を可視化できる検査です（採便後、ご自身でポストへ投函） ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金をお受けできませんので予めご了承ください	17,800円
<b>新型コロナウイルス抗体検査</b> ※単独で実施可能です。※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付 新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対する抗体(IgGを含む)を検出する定性検査です。 感染の既往を示す抗体保有の有無を確認します。（採血検査）	6,600円

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみの受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★ 申し込み方法 健診月2ヶ月前に“健診のご案内”を送付致します。

又は、千葉南法人会ホームページ内の、福利厚生制度ページから申込書をダウンロード下さい。

 一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ

渉外部

TEL: 03-5767-1714

受付時間（平日）: 9:00～12:00、13:00～17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ

データ管理部  
健康支援課

TEL: 03-5767-6162

受付時間（平日）: 9:00～12:00、13:00～16:30